

## 令和5年度 第11回吹田市政策会議概要

日 時：令和6年1月23日（火）午前9時10分～午前10時

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、今峰行政経営部長、大山福祉部長、梅森健康医療部長、清水都市計画部長

所 管：【児童部（子育て政策室）】

北澤部長、今井室長、湊崎参事、瀬村主幹

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 案 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 児童館の機能強化に係る吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正 |
| 担当及び関連部局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 児童部（子育て政策室）                       |
| <b>【案件概要】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用対象年齢を拡大するほか、児童館の機能強化を図る。</li><li>・先駆的児童館として高城児童会館を移転整備し、指定管理者制度を導入する。</li><li>・上記実施にあたり、吹田市立児童会館条例及び同施行規則の一部改正を行う。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                             |                                   |
| <b>【所管部の考え方】</b> <p>子供を取り巻く環境の変化は著しく、児童虐待、不登校、地域のつながりの希薄化など様々な課題が複雑化かつ複合化している。</p> <p>本市児童館は、12館を整備し、未就学児童及びその保護者と小学生が利用できる施設として、今般の子供を取り巻く課題に対応すべく、子供主体の居場所を提供する役割が期待されている。また、高城児童会館の老朽化への対応も必要である。</p> <p>以上のことから、児童館において、利用対象年齢の拡大、自主学習の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供、相談機能の強化などの機能強化に取り組むものであり、その先駆的児童館として高城児童会館を移転整備し、指定管理者制度導入等を実施する。</p> <p>これらの実施にあたり、吹田市立児童会館条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）の一部改正を行うもの。</p> |                                   |
| <b>【質疑概要】</b> <p>質問： 本件は、児童館を、行政側の視点でなく、子供や保護者が本当に必要としている場所に変えていこうとする抜本的な転換であると考えている。</p> <p>様々な調整も必要であろうが、どのようなスケジュールで実施予定か。</p> <p>回答： こども家庭庁の設置やこども基本法の施行など大きな流れの中で、児童館は子供主体の居場所として重要な役割があると考えている。来年度は準備期間として全館の職員研修などを行い、令和7年度（2025年度）に新しい児童館をスタートさせたい。</p> <p>質問： パブリックコメントではどのような意見があったか。</p> <p>回答： 中高生の受入れに対する賛否両方の意見や、児童の多様な思いに応える居場所の提供はぜひ実施してほしいという意見が寄せられた。</p>                                     |                                   |

質問： 高校生も児童なのか。どの地域の児童館に行ってもよいのか。

回答： 児童福祉法上は18歳未満を児童として定義しており、全国の児童館のうち、8割は高校生も利用できる。

本市においても今後、小学生までの受入施設となっていたところを中学生まで利用対象を拡大し、特に高城児童会館については18歳まで拡大していきたい。利用できる児童館を居住地ごとで制限はしていない。

質問： 資料2の「今後の児童館のあり方方針」において、児童館運営の転換の方向性や今後の取組の具体化策を示し、指定管理者等運営スタッフに浸透させて運用していくということか。

回答： そうである。

意見： 子供が一番必要とするものは空間・居場所であり、そこで何をするかは子供が決めるということかと思う。転出入が多く、人口増加傾向にある本市の特徴により、学校でも公園でもない新しい空間・居場所が必要である。

意見： 安心・安全な場所を提供することはもちろんのこと、年齢の幅を広げ、中高生を受け入れることで子供主体の新たなコミュニティができる可能性など副次的効果も期待している。

指示： 対象年齢を拡大することにより、今までの利用者が使えなくなるのではないかという心配の声や、機能強化の取組など新しいことに対してはイメージがわからないこと等もあると思うので、安心感を持ってもらえるよう丁寧に説明し、進めていくこと。

**【結果】**

本件は承認された。会議で出た意見、指示を踏まえて取組を進めること。